

東京税財政研究センター 会報 NO.124

2022・8・5

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03 (3306) 3871
FAX 03 (3360) 3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第28回通常総会

8月22日(月)

PM13:30

会場・全労連会館
JR御茶ノ水、営団新御茶



—伊勢志摩国立公園

会場でお会いしましょう！

コロナ第7波が勢いを増す中、皆様お元気でお過ごしでしょうか。

コロナ化でいろいろな活動が制限される中、会員が顔を合わせる機会が少なくなっています。

センターの第28回通常総会が別掲の告示のとおり開催されます。この総会は ZOOM を排し全労連会館での会場開催となります。万全なコロナ対策を講じ準備をします。現状では数少ない会員の交流する機会、それぞれ準備をして参加しましょう。出席をお待ちしています。

存在感を示す大事な総会

総会では、これまでの1年の活動総括、これからの1年の活動方針、これを支える役員改選などが議論されます。この3年間コロナ禍の下、いろいろな意味で活動が委縮し、発信がかつてより小さくなっているような気がします。このような状況下でどのような方法で東京税財政研究センターの存在感を内外に示していくか、会員の総意を結集して新しい方針を確立する必要があります。その意味では大事な総会となります。皆様の参加を心より期待しています。

課題は山積

7月の総選挙は、自民党を中心とする与党が過半数を占めました。ロシアによるウクライナ侵略は戦争の意味を改めて大きく示しました。そうした中で日本の税務行政を取り巻く諸問題は、これからの税務行政、税理士業務の変化に大きくかかわる問題です。

デジタル化による税理士業界、税務行政の変貌、日本版インボイスによる混乱と弱者切り捨て行政の強化など、これからの日本を見据えて総会で大いに議論をしましょう。

第28回通常総会

日時 八月二日(月) 13:30

会場 全労連会館(別図参照)

議題

- (1) 事業活動、決算報告
- (2) 事業計画、予算案
- (3) 役員改選

*総会議案書類は別送しています。忘れずにご持参ください。
*コロナ対策をしています。マスクをご持参ください。

税務行政の変化 認識できた「公開講座」

受講者から「良かった！」の声 — 第64回

6月16日、第64回公開講座を開催しました。今回は「制裁強化の税制改正といかに向き合うか」というメインテーマのもと2講座を設定し、また、感染対策上から、対面会場を設けずにZOOMによる講座運営としました。

完全オンラインは初めての取り組みでしたが、世田谷税経センターの青野友信会員による差配により、受講申込から事前のレジュメ配布、当日の運営、その後一定期間のビデオ閲覧まで、スムーズに運営できました。青野会員に感謝申し上げる次第です。

司会は石井裕二会員にお願いしました。手慣れたさばきで予定時間通りに進行していただき、石井会員にも感謝申し上げます。

第1講座は、

八代司会員が「変貌する加算税制度の検討～一種の行政制裁・複雑化し強化する加算税制度～」と題するレジュメを用意し、報告しました。

八代会員は、加算税制度の沿革もなぞりながら、加算税制度のそもそもを確認する必要を解き明かしたうえで、国税通則法の改正及び国税通則法以外の法律による加算税の創設を取り上げ、複雑化し強化されている現状を網羅的に取り上げました。

受講した会員から、本来通則法で規定すべき加算税の在り方から逸脱する現状は疑問であるとの発言があり、あわせて複雑化する加算税制度を一覧できるようなものを提供してほしいという要望がなされました。

税の専門家である税理士でも失念しかねない加算税制度の複雑化を、受講者が視野におくことができる報告であり、意義のある講座でした。

第2講座は、

岡田俊明会員が「制裁強化・インボイス・電帳法—想定される税務調査実務の変化—」と題するレジュメを用意し、報告しました。岡田会員は、納税環境整備の名目で行われているここ数年の税務行政上の措置を

時系列で整理してくれました。そのうえで、デジタル改革関連法、電子帳簿保存法が税務行政にいかなる変化をもたらすのかを具体的に示します。課税当局には効率化をもたらす一方、納税者側には対応上の不利と負担をもたらされることを解き明かしました。

さらに、最近の改正は、税務調査手続を後退させるものであり、税務調査のありようが、デジタル素材の管理と検査を巡ってこれまでにない対応となることを警告します。

続けて、インボイス制度実施後の影響に触れ、電子インボイス移行への大きな流れにも触れながら、税理士としての向き合い方を示しました。

税理士ではない受講者から、税務行政とりわけ税務調査が岡田報告のように変わっているあるいは変わって行くことをまったく知らなかった、どのように対応すべきか大変参考になったという感想が寄せられています。

講座は完全オンラインによるものでしたが、71名の受講があり、センターの公開講座に期待を寄せる方々に応える意義ある講座となりました。公開講座部としては、第65回公開講座に向けて、構想を練ることとします。

関係者のみなさまに改めて感謝し、第64回公開講座の報告とします。

公開講座部長 小田川豊作



—伊勢志摩国立公園

インボイス制度

気を付けたら 実務アレコレ

「課税事業者について登録をせずに生き残れるか、また、その外注先や下職の免税事業者についても登録をせずに、いかに救済できるか考えています」——知人の税理士からのメールです。悩みますね、インボイス対応。もっとも、登録の是非を考えるためにも、登録した場合の実務についてまで考えておく必要があります。そんなアレコレを思いっくまに書き記しておきます。

経過措置 80%控除

悩んでいる会員や顧客へのアドバイスを適切に行うには、制度の知識をしっかりと持つのは当然として、状況に応じて、早めの対応をとりたいところです。

免税事業者からの仕入れについては、「仕入税額相当額の一定割合」を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。インボイス制度が始まる来年（2023年）10月1日から3年後の2026年9月30日までが、仕入税額相当額の80%（その後の3年間で50%）を、仕入先（買手）が計上できます。日税連も、実施延長から方針転換し、「8割控除を当面続けること」と言い出していますが、それがこの制度です。

買手側がこの制度を利用する場合は、売手側（例えば一人親方の職人さん）は免税事業者で3年間は過ごせる。しかし、買手側（例えば元請の工務店）は、取引相手が免税事業者であることを確認しておいて、8割控除の計算ができるにはその取引先との年間取引金額をあらかじめ計算できるよう管理しておくとか、帳簿や仕訳において別の消費税区分等を設定して対応するなど、会計実務が煩雑になりますが、それを承知での対応が求められます。

ただし、この8割控除は、下請等の特定の免税事業者だけではなく、「適格請求書発行事業者以外の者」からの仕入れに活用できる点は見逃せません。

とはいえ、「激変緩和のための経過措置」との間こえはよくても、免税事業者等からの課税仕入れに関して、従来控除できていた金額よりも少なくなるわけですし、

経過期間終了後は控除は一切できなくなります。会計実務が煩雑になる点も含めて、インボイス制度の根本的問題はまったく解消されないことは、しっかりおさえておきたいですね。

自販機特例

インボイス制度を円滑に推進したい政府は、経過措置のほか諸々の特例を設けていて、公共交通機関特例、質屋特例や古物商特例、農協特例などのほか、「自動販売機特例」というものがあります。

自動販売機特例は、3万円未満の自販機による商品の購入やコインロッカー、コインランドリーなどのサービス、さらに、金融機関のATMによる入出金サービスや振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものは、帳簿のみ保存で仕入税額控除ができます。しかし、スーパーのセルフレジのように精算だけ行うものやコインパーキングのように、サービスの提供は別途行われるようなもの、さらに、ネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないものなどは該当しません。

ただ、難点があつて、帳簿には、「相手方の氏名又は名称」の記載が求められます。自販機の設置場所を書けばいいのでしょうか…。

そこで、混乱が起きそうなのが、現行消費税法における特例的取扱いと似ていることでの誤解です。現在は、①税込支払額が3万円未満の場合には、請求書等の保存を要せず、法定事項が記載された帳簿の保存のみでよい、②税込支払額が3万円以上であっても「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合」には、法定事項を記載した帳簿にそのやむを得ない理由および相手方の住所または所在地を記載しなければならないこととされています。

この取り扱いは、来年10月1日からは廃止されます。この点は十分に気をつけたいものです。インボイス制度下では、原則として、3万円未満でもインボイスの受領と保存が必要になるからです。

クレカの場合

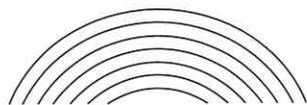
クレジットカードを利用した場合の取り扱いですが、カード会社からの請求明細書で会計処理をしている例が少なくありません。しかし、この請求明細書は「請求書等」に該当しません。

来年10月1日以降は3万円未満の場合でもインボイスの保存が必要になるのですから、例えば、ETC利用の場合はどうなるでしょう。それ以外（次頁へ）

(前頁より)

にもクレジットカード利用では数十円、数百円と
いうような少額取引が多く存在します。すべてイ
ンボイスが必要になるのですから、カード利用時
に必ず取引明細や領収書等の発行を求め保存す
ることが必要になります。こういうことについて、
徹底することが求められるのですが、大丈夫でし
ょうか。

【岡田俊明】



講師・講演活動日誌

- 5/ 9 建交労
- 6/2 7 神奈川県建湘南支部
- 7/ 4 神奈川県建平塚支部
- 7/2 7 東京土建
- <投稿>
- 6/2 7 全商連新聞
- 税経新法5月号

開示資料情報

- 令 3/9 全国国税局長
- 令 3/9 全国国税局課税部長
- 令 3/9 全国国税局査察部長
- 令 3/9 東京局徴収統括官
- 令 3/9 東京局個人課税統括官
- 令 3/9 東京局法人課税統括官
- 令 3/9 東京局資産税統括官

*CDRの必要な方はセンター、
までご連絡を。
会員以外@1,500円



— 長谷園 旧登り窯

7月10日、第26回参議院議員通常選挙が投票率52.05%で執行されました。前回2019年の48.80%を3.25ポイント上回り、前々回2016年の54.70%を反映させるために、投票率が50%以下の選挙はすべて無効にすべきだと筆者は常々思っています▼選挙の結果、自民党は非改選を合わせて単独過半数を確保し、改憲を標榜する野党勢力を合わせると、憲法改正発議に必要な2/3以上の議席を得たこととなります。選挙前でも、ロシアのウクライナ侵攻を理由に防衛費をGNP比2%に増やすとか、日本国内にも米軍の核武装が必要との論調も出ています。改憲論議の加速することが想定されます▼それにしても、投票日前々の安倍元首相銃撃事件には驚かされました。今のところ(作成時点で)政治的背景は見当たらず、加害者の私憤による行動との見方です。しかし加害者の私憤の背景に、しばらく鳴りを潜めていた感のある「世界平和統一家庭連合(旧統一教会)」があることが、ネット上では事件直後から飛び交っていました。マスコミもそれまで「宗教団体」との報道を、投票時間終了の午後8時以降は「統一教会」と報道しています。また、銃撃現場の近隣に統一教会の関連施設があったのは何かの因縁でしょうか▼警護体制の検証等が喧しく言われていますが、その事よりモリ・カケ・桜を見る会の問題がウヤムヤにならないか危惧されることです。森友学園事案では、自死された赤木さん以外、名誉校長室を二部屋も用意されていた昭恵夫人をはじめとして、佐川元国税庁長官ら関係者が何食わぬ顔をしているのは許されることではないでしょう▼7月14日、岸田首相は秋に安倍元首相の葬儀を政府主催の国葬(当然国費で)を実施することを表明しましたが、果たして国葬に値する人物かどうか、はなはだ疑問です。(T・S)

ザ・コラム